

乙第1号議案から
乙第23号議案まで
認定第1号から
認定第24号まで

令和3年第8回沖縄県議会(定例会)議案 (その2)

令和3年9月10日提出

沖 縄 県

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
乙第1号議案	沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	1
乙第2号議案	沖縄県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例	3
乙第3号議案	沖縄県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例	6
乙第4号議案	沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	7
乙第5号議案	工事請負契約について	8
乙第6号議案	工事請負契約について	9
乙第7号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について	10
乙第8号議案	土地の取得について	11
乙第9号議案	財産の取得について	12
乙第10号議案	財産の取得について	13
乙第11号議案	保険代位による損害賠償請求事件の和解等について	14
乙第12号議案	車両損傷事故に関する和解等について	16
乙第13号議案	損害賠償の額の決定について	18
乙第14号議案	県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について	19
乙第15号議案	農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について	28
乙第16号議案	水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について	29
乙第17号議案	水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について	31
乙第18号議案	通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について	33
乙第19号議案	農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について	34
乙第20号議案	農業水路等長寿命化・防災減災事業の執行に伴う負担金の徴収について	35

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
乙第21号議案	地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について	37
乙第22号議案	令和2年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	38
乙第23号議案	沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について	39
認定第1号	令和2年度沖縄県一般会計決算の認定について	40
認定第2号	令和2年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について	41
認定第3号	令和2年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について	42
認定第4号	令和2年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について	43
認定第5号	令和2年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について	44
認定第6号	令和2年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について	45
認定第7号	令和2年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について	46
認定第8号	令和2年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について	47
認定第9号	令和2年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について	48
認定第10号	令和2年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について	49
認定第11号	令和2年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	50
認定第12号	令和2年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について	51
認定第13号	令和2年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について	52
認定第14号	令和2年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について	53
認定第15号	令和2年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について	54
認定第16号	令和2年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について	55
認定第17号	令和2年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について	56

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
認 定 第 18 号	令和2年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	57
認 定 第 19 号	令和2年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について	58
認 定 第 20 号	令和2年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について	59
認 定 第 21 号	令和2年度沖縄県病院事業会計決算の認定について	60
認 定 第 22 号	令和2年度沖縄県水道事業会計決算の認定について	61
認 定 第 23 号	令和2年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について	62
認 定 第 24 号	令和2年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について	63

乙第1号議案

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

別表第1中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項から11の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2の2の項中「情報」の次に「又は生活保護関係情報」を加え、同表3の項中「療育手帳の」を「療育手帳（知的障害と判定された者に対し知事が交付する手帳をいう。以下同じ。）の」に改める。

別表第3の6の項中「情報」の次に「又は生活保護関係情報」を加え、同表に次のように加える。

7 教育委員会	高等学校の専攻科の生徒に対する専攻科修学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 教育委員会	沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例による授業料又は受講料の減額又は免除に関する事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月10日提出

理 由

高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務等処理するために必要な限度で、個人番号を含む生活保護関係の個人情報を同一機関内で利用することができることとする等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業者等の事業の再生を支援するため、沖縄県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に対して県が有する回収納付金を受け取る権利の放棄に関して必要な事項を定め、もって地域経済の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第20条第4項に規定する中小企業者等をいう。
- (2) 求償権 保証協会が、信用保証協会法第20条第1項第1号に規定する保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する中小企業者等に対する求償権をいう。
- (3) 求償権の放棄等 求償権の放棄又はその金額に満たない額による譲渡をいう。
- (4) 損失補償契約 県が保証協会と締結する契約であつて、県が保証協会に対して保証債務の履行により受けた損失の一部を補償することを約し、保証協会が当該保証債務に係る求償権を行使することにより回収金を得た場合に、その一部を県に納付することを約するものをいう。
- (5) 回収納付金 保証協会が、損失補償契約により県に納付しなければならない回収金をいう。

(権利の放棄)

第3条 知事は、保証協会から損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等をする旨の申出があつた場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げる事業の再生に関する計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。

- (1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第135条第5項の規定による中小企業再生支援協議会の決定又は助言に従い同法第134条第2項に規定する認定支援機関が行う支援を受けて策定された計画
- (2) 産業競争力強化法第140条第1号の規定による独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資を受けた投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された計画
- (3) 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項の規定による株式会社地域経済活性化支援機構の再生支援決定又は同法第32条の2第3項の規定による同機構の特定支援決定に当たり策定された計画
- (4) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）第53条第1項第2号に規定する特定協定銀行の支援を受けて策定された計画
- (5) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）第2条第3項に規定する特定調停（同法第17条第1項の規定により定める調停条項を除く。）又は特定調停に係る事件に関し裁判所がする民事調停法（昭和26年法律第22号）第17条の決定に基づく計画

（報告）

第4条 知事は、前条の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

中小企業者等の事業の再生を支援するため、保証協会に対して県が有する回収納付金を受け取る権利の放棄に関して必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第3号議案

沖縄県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理 に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例（平成24年沖縄県条例第96号）の一部を次のように改正する。

第1条、第3条及び第8条中「第25条の18第1項」を「第25条の30第1項」に改める。

附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日から施行する。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

下水道法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成25年沖縄県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア中「できるもの」の次に「（当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部が改正されたことを踏まえ、交通安全特定事業により設置する信号機に関する基準を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第5号議案

工事請負契約について

県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その6）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その6）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1,279,300,000円
- 4 契約の相手方 那覇市前島2丁目21番13号
株式会社ピーエス三菱・株式会社大城組・株式会社仁建設工業特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社ピーエス三菱 沖縄営業所 所長 赤嶺文繁
株式会社大城組 代表取締役 仲西聰
株式会社仁建設工業 代表取締役 川島潤一郎

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その6）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第6号議案

工事請負契約について

県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その7）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その7）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 718,960,000円
- 4 契約の相手方 浦添市宮城二丁目17番2号
コーアツ工業株式会社・沖縄ピーシー株式会社特定建設工事共同企業体
代表者 コーアツ工業株式会社 沖縄営業所 所長 友利和隆
沖縄ピーシー株式会社 代表取締役 眞榮平孝

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その7）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第7号議案

工事請負契約についての議決内容の一部変更について

令和2年第7回沖縄県議会（定例会）で乙第12号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「2,089,835,000円」を「2,105,873,000円」に変更する。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

沖縄工芸産業振興拠点施設（仮称）新築工事（建築）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

土地の取得について

県立農業大学校移転整備事業に供する用地として次のとおり土地を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 物件の所在地 宜野座村字松田真平原2972番4ほか15筆
- 2 取得面積 168,888平方メートル
- 3 取得予定価格 879,906,480円
- 4 契約の相手方 宜野座村字宜野座296番地
宜野座村長 當眞淳

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県立農業大学校移転整備事業に供する土地の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

財産の取得について

沖縄県庁舎ほか16か所に配車するプラグインハイブリッド自動車を、次のとおり取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 品 名 プラグインハイブリッド自動車
- 2 数 量 37台
- 3 契約金額 129,680,500円
- 4 契約の相手方 浦添市勢理客四丁目18番1号
沖縄トヨタ自動車株式会社 代表取締役 野原朝昌

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

沖縄県庁舎ほか16か所に配車するプラグインハイブリッド自動車の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

財産の取得について

沖縄県庁舎ほか12か所に配車するプラグインハイブリッド自動車（四輪駆動車）を、次のとおり取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 品 名 プラグインハイブリッド自動車（四輪駆動車）
- 2 数 量 22台
- 3 契約金額 92,168,620円
- 4 契約の相手方 浦添市勢理客四丁目18番1号
沖縄トヨタ自動車株式会社 代表取締役 野原朝昌

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

沖縄県庁舎ほか12か所に配車するプラグインハイブリッド自動車（四輪駆動車）の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

保険代位による損害賠償請求事件の和解等について

保険代位による損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 件 名 保険代位による損害賠償請求事件（那覇地方裁判所平成28年（ワ）第929号）
- 2 当 事 者 原告 東京都品川区北品川六丁目7番29号ガーデンシティ品川御殿山
C h u b b 損害保険株式会社
被告 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県
北中城村字喜舎場426番地の2
北中城村
- 3 損害賠償額 12,000,000円
- 4 和解内容 別紙のとおり

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

係争中の訴訟事件について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

和解当事者

原告 東京都品川区北品川六丁目7番29号ガーデンシティ品川御殿山 Chub
b 損害保険株式会社

被告 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
北中城村字喜舎場426番地の2 北中城村

和解条項

- 1 被告沖縄県は、原告に対し、平成27年10月23日に発生した暗渠^{きよ}の閉塞による浸水事故（以下「本件事故」という。）による損害賠償債務として、1,200万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告北中城村は、原告に対し、本件事故による損害賠償債務として、800万円の支払義務があることを認める。
- 3 被告沖縄県は、原告に対し、第1項の金員を和解が調った日から2か月以内に、原告の指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。ただし、振込手数料は被告沖縄県の負担とする。
- 4 被告北中城村は、原告に対し、第2項の金員を和解が調った日から2か月以内に、原告の指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。ただし、振込手数料は被告北中城村の負担とする。
- 5 原告は、その余の請求を放棄する。
- 6 原告及び被告らは、原告と被告らとの間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。

車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 泊交差点において県が設置する車両感知器の部品が落下したことによる車両損傷事故
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
那覇市高良2丁目3番16号 株式会社日進貿易
- 3 事故発生年月日 令和3年2月21日
- 4 事故発生場所 那覇市泊2丁目4番地7先国道58号泊交差点上
- 5 損害賠償額 365,000円
- 6 和解内容 別紙のとおり

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 那覇市高良2丁目3番16号 株式会社日進貿易

上記当事者間において、泊交差点において県が設置する車両感知器の部品が落下したことによる車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る車両感知器の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額365,000円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき前項の損害賠償金が賠償責任保険により既に乙に対し支払われたことを認める。
- 3 本件和解は、沖縄県議会において和解及び損害賠償の額の決定について議決を得たときに効力を生ずる。
- 4 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

損害賠償の額の決定について

医療事故に関する損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）第8条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 県立中部病院において、腹腔鏡下仙骨^{くう}膣^{ちつ}固定術後に発症した壊^え死性筋膜炎等の治療中に急性心筋梗塞を発症し患者が死亡した医療事故
- 2 当 事 者 損害賠償請求者

損害賠償支払者

那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県

- 3 事故発生年月日 令和2年10月15日
- 4 事故発生場所 うるま市字宮里281番地
沖縄県立中部病院
- 5 損害賠償額 21,241,591円

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

病院事業の業務に関し法律上県の義務に属する損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項並びに地方公営企業法第40条第2項及び沖縄県病院事業の設置等に関する条例第8条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について

県営土地改良事業により利益を受ける関係市町村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決を求める。

事業名	関係市町村名	地区名 (工種)	事業費 (円)	負担金 (円)	事業費に対する負担金の割合(%)
水利施設整備事業	伊平屋村	伊平屋北部2期 (畑地かんがい) 農家負担対象外	80,000,000	3,600,000	4.50
			80,000,000	3,600,000	
			80,000,000	3,600,000	
	伊是名村	伊是名東部第2 (畑地かんがい) 農家負担対象外	50,000,000	2,250,000	4.50
			50,000,000	2,250,000	
			50,000,000	2,250,000	
	伊江村	伊江東部 (畑地かんがい) 農家負担対象外	225,000,000	10,125,000	4.50
			225,000,000	10,125,000	
			225,000,000	10,125,000	
		ミースイ・唐小堀 (畑地かんがい) 農家負担対象外	305,000,000	13,725,000	4.50
			305,000,000	13,725,000	
			305,000,000	13,725,000	
	真謝・真西 (畑地かんがい) 農家負担対象外	250,000,000	11,250,000	4.50	
		250,000,000	11,250,000		
		250,000,000	11,250,000		
	伊江西部 (畑地かんがい) 農家負担対象外	121,000,000	5,445,000	4.50	
		121,000,000	5,445,000		
		121,000,000	5,445,000		
うるま市	津堅	320,000,000	14,400,000		

	(畑地かんがい)	320,000,000	14,400,000	
	農家負担対象外	320,000,000	14,400,000	4.50
南 城 市	中山・志堅原	280,000,000	23,400,000	
	(畑地かんがい)	280,000,000	23,400,000	
	農家負担対象	40,000,000	1,800,000	4.50
	農家負担対象外	240,000,000	21,600,000	9.00
	雄樋川2期	300,300,000	18,308,700	
	(畑地かんがい)	300,300,000	18,308,700	
	農家負担対象	193,740,000	8,718,300	4.50
	農家負担対象外	106,560,000	9,590,400	9.00
糸 満 市	真 壁 南	230,000,000	20,700,000	
	(畑地かんがい)	230,000,000	20,700,000	
	農家負担対象外	230,000,000	20,700,000	9.00
久米島町	銭 田	200,000,000	9,000,000	
	(畑地かんがい)	200,000,000	9,000,000	
	農家負担対象外	200,000,000	9,000,000	4.50
北 大 東 村	幕 内 3 期	182,000,000	4,550,000	
	(畑地かんがい)	182,000,000	4,550,000	
	農家負担対象	182,000,000	4,550,000	2.50
	農家負担対象外	0	0	4.50
	北 振	38,000,000	950,000	
	(畑地かんがい)	38,000,000	950,000	
	農家負担対象	38,000,000	950,000	2.50
	農家負担対象外	0	0	4.50
	南 振	122,000,000	3,050,000	
	(畑地かんがい)	122,000,000	3,050,000	
	農家負担対象	122,000,000	3,050,000	2.50
	農家負担対象外	0	0	4.50
南 大 東 村	旧 東 第 2	500,000,000	22,500,000	
	(畑地かんがい)	500,000,000	22,500,000	
	農家負担対象外	500,000,000	22,500,000	4.50

	旧 東 第 3 (畑地かんがい) 農家負担対象外	200,000,000 200,000,000 200,000,000	9,000,000 9,000,000 9,000,000	4.50
	城 間 第 2 (畑地かんがい) 農家負担対象外	178,323,000 178,323,000 178,323,000	8,024,535 8,024,535 8,024,535	4.50
宮古島市	長 中 (畑地かんがい) 農家負担対象 農家負担対象外 (区画整理) 農家負担対象	215,000,000 90,527,000 90,527,000 0 124,473,000 124,473,000	6,619,730 2,263,175 2,263,175 0 4,356,555 4,356,555	2.50 4.50 3.50
	福 嶺 南 (畑地かんがい) 農家負担対象 農家負担対象外 (区画整理) 農家負担対象	101,000,000 73,903,000 73,903,000 0 27,097,000 27,097,000	2,795,970 1,847,575 1,847,575 0 948,395 948,395	2.50 4.50 3.50
	更 竹 (畑地かんがい) 農家負担対象 農家負担対象外 (区画整理) 農家負担対象	171,000,000 113,564,000 113,564,000 0 57,436,000 57,436,000	4,849,360 2,839,100 2,839,100 0 2,010,260 2,010,260	2.50 4.50 3.50
	福 地 (畑地かんがい) 農家負担対象 農家負担対象外 (区画整理) 農家負担対象	256,800,000 0 0 0 256,800,000 256,800,000	8,988,000 0 0 0 8,988,000 8,988,000	2.50 4.50 3.50
	狭 間 (畑地かんがい) 農家負担対象 農家負担対象外	247,000,000 112,883,000 112,883,000 0	7,516,170 2,822,075 2,822,075 0	2.50 4.50

(区画整理)	134,117,000	4,694,095	
農家負担対象	134,117,000	4,694,095	3.50
増原	286,000,000	7,370,000	
(畑地かんがい)	264,000,000	6,600,000	
農家負担対象	264,000,000	6,600,000	2.50
農家負担対象外	0	0	4.50
(区画整理)	22,000,000	770,000	
農家負担対象	22,000,000	770,000	3.50
ウツラ嶺	255,500,000	7,105,570	
(畑地かんがい)	183,693,000	4,592,325	
農家負担対象	183,693,000	4,592,325	2.50
農家負担対象外	0	0	4.50
(区画整理)	71,807,000	2,513,245	
農家負担対象	71,807,000	2,513,245	3.50
西中底原	387,000,000	13,545,000	
(畑地かんがい)	0	0	
農家負担対象	0	0	2.50
農家負担対象外	0	0	4.50
(区画整理)	387,000,000	13,545,000	
農家負担対象	387,000,000	13,545,000	3.50
上区西	323,000,000	8,808,120	
(畑地かんがい)	249,688,000	6,242,200	
農家負担対象	249,688,000	6,242,200	2.50
農家負担対象外	0	0	4.50
(区画整理)	73,312,000	2,565,920	
農家負担対象	73,312,000	2,565,920	3.50
下南	154,000,000	3,850,000	
(畑地かんがい)	154,000,000	3,850,000	
農家負担対象	154,000,000	3,850,000	2.50
農家負担対象外	0	0	4.50
真良瀬嶺	16,000,000	400,000	
(畑地かんがい)	16,000,000	400,000	
農家負担対象	16,000,000	400,000	2.50
農家負担対象外	0	0	4.50

		魚口 (畑地かんがい) 農家負担対象 農家負担対象外	262,250,000 262,250,000 262,250,000 0	6,556,250 6,556,250 6,556,250 0	2.50 4.50	
石垣市	大座 (畑地かんがい) 農家負担対象外		67,000,000 67,000,000 67,000,000	3,015,000 3,015,000 3,015,000	4.50	
		大浜 (畑地かんがい) 農家負担対象外	200,000,000 200,000,000 200,000,000	9,000,000 9,000,000 9,000,000	4.50	
		大里・星野 (畑地かんがい) 農家負担対象外	57,000,000 57,000,000 57,000,000	2,565,000 2,565,000 2,565,000	4.50	
	竹富町	上原1期 (畑地かんがい) 農家負担対象外	30,000,000 30,000,000 30,000,000	1,350,000 1,350,000 1,350,000	4.50	
合 計			6,610,173,000	274,612,405		
農地整備事業	読谷村	瀬名波 (区画整理) 農家負担対象 (畑地かんがい) 農家負担対象	70,000,000 70,000,000 70,000,000 0 0	6,300,000 6,300,000 6,300,000 0 0	9.00 9.00	
		南城市	吉富 (畑地かんがい) 農家負担対象 農家負担対象外 (農道) 農家負担対象外	191,000,000 191,000,000 0 191,000,000 0 0	20,055,000 20,055,000 0 20,055,000 0 0	6.00 10.50 10.50
			糸満市	喜屋武第3 (区画整理) 農家負担対象	86,667,000 86,667,000 86,667,000	6,543,359 6,543,359 6,543,359

	(畑地かんがい) 農家負担対象外	0 0	0 0	10.50
	福地第1 (区画整理) 農家負担対象 (畑地かんがい) 農家負担対象外	36,000,000 36,000,000 36,000,000 0 0	2,718,000 2,718,000 2,718,000 0 0	7.55 10.50
	真壁東第2 (区画整理) 農家負担対象 (畑地かんがい) 農家負担対象外	50,000,000 50,000,000 50,000,000 0 0	3,775,000 3,775,000 3,775,000 0 0	7.55 10.50
宮古島市	魚口 (区画整理) 農家負担対象	70,000,000 70,000,000 70,000,000	5,250,000 5,250,000 5,250,000	7.50
	上地中部 (区画整理) 農家負担対象	16,500,000 16,500,000 16,500,000	1,237,500 1,237,500 1,237,500	7.50
	山底 (区画整理) 農家負担対象	50,000,000 50,000,000 50,000,000	3,750,000 3,750,000 3,750,000	7.50
	下南 (区画整理) 農家負担対象	116,000,000 116,000,000 116,000,000	8,700,000 8,700,000 8,700,000	7.50
	真良瀬嶺 (区画整理) 農家負担対象	17,167,000 17,167,000 17,167,000	1,287,525 1,287,525 1,287,525	7.50
	前原 (区画整理) 農家負担対象	543,000,000 543,000,000 543,000,000	40,725,000 40,725,000 40,725,000	7.50
	上区東	310,000,000	23,250,000	

	(区画整理) 農家負担対象	310,000,000 310,000,000	23,250,000 23,250,000	7.50
	佐 事 川 (区画整理) 農家負担対象	360,000,000 360,000,000 360,000,000	27,000,000 27,000,000 27,000,000	7.50
	西 原 第 4 (区画整理) 農家負担対象	50,000,000 50,000,000 50,000,000	3,750,000 3,750,000 3,750,000	7.50
	宮 積 (区画整理) 農家負担対象	50,000,000 50,000,000 50,000,000	3,750,000 3,750,000 3,750,000	7.50
多良間村	カ ッ ジ ョ ウ (区画整理) 農家負担対象	49,000,000 49,000,000 49,000,000	3,920,000 3,920,000 3,920,000	8.00
	種 子 川 (区画整理) 農家負担対象	213,910,000 213,910,000 213,910,000	17,112,800 17,112,800 17,112,800	8.00
石垣市	大 座 (区画整理) 農家負担対象 農家負担対象外	161,000,000 161,000,000 161,000,000 0	7,245,000 7,245,000 7,245,000 0	4.50 8.50
	米 . 節 東 (区画整理) 農家負担対象 農家負担対象外 (畑地かんがい) 農家負担対象外	122,000,000 122,000,000 122,000,000 0 0 0	5,490,000 5,490,000 5,490,000 0 0 0	4.50 8.50 8.50
	伊 野 田 北 (区画整理) 農家負担対象 農家負担対象外	60,000,000 60,000,000 60,000,000 0	3,900,000 3,900,000 3,900,000 0	6.50 8.50

	竹富町	与那良原	3,000,000	165,000		
		(区画整理)	3,000,000	165,000		
		農家負担対象	3,000,000	165,000	5.50	
		農家負担対象外	0	0	8.50	
	与那国町	南帆安	86,000,000	7,310,000		
			(区画整理)	0	0	
		農家負担対象外	0	0	8.50	
		(水田かんがい)	86,000,000	7,310,000		
		農家負担対象外	86,000,000	7,310,000	8.50	
		島仲	1,000,000	85,000		
(区画整理)	1,000,000	85,000				
農家負担対象外	1,000,000	85,000	8.50			
合 計			2,712,244,000	203,319,184		
農地保全整備 事業	うるま市	伊 計	13,000,000	1,300,000		
		(防風施設)	13,000,000	1,300,000		
		農家負担対象外	13,000,000	1,300,000	10.00	
	南大東村	旧幕下第5	157,802,000	6,312,080		
			(農地侵食防止)	0	0	
		農家負担対象外	0	0	5.00	
		(区画整理)	157,802,000	6,312,080		
	農家負担対象	157,802,000	6,312,080	4.00		
	農家負担対象外	0	0	8.50		
	石垣市	みやらがわ第5	3,000,000	150,000		
			(防風施設)	3,000,000	150,000	
			農家負担対象外	3,000,000	150,000	5.00
みやらがわ第6		30,000,000	1,500,000			
		(防風施設)	30,000,000	1,500,000		
		農家負担対象外	30,000,000	1,500,000	5.00	
川原	川原	23,000,000	1,150,000			
		(農地侵食防止)	23,000,000	1,150,000		
	農家負担対象外	23,000,000	1,150,000	5.00		
	(畑地かんがい)	0	0			

		農家負担対象外	0	0	4.50
		星野 (農地侵食防止) 農家負担対象外	238,000,000 0 0	20,230,000 0 0	5.00
		(区画整理) 農家負担対象外	238,000,000 238,000,000	20,230,000 20,230,000	8.50
		大里 (農地侵食防止) 農家負担対象外	50,000,000 50,000,000 50,000,000	2,500,000 2,500,000 2,500,000	5.00
		合 計	514,802,000	33,142,080	
ため池等整備 事業	名護市	真喜屋 (土砂崩壊防止) 農家負担対象外	122,000,000 122,000,000 122,000,000	9,760,000 9,760,000 9,760,000	8.00
		合 計	122,000,000	9,760,000	
事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。					

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県営土地改良事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

農地整備事業により利益を受ける関係村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

関係村名	地区名	事業費 (円)	負担金 (円)	事業費に対する負担金の割合 (%)
北大東村	大池	65,000,000	5,525,000	8.50
	黒部・見張	48,000,000	4,080,000	8.50
	沖上	60,000,000	5,100,000	8.50
合計		173,000,000	14,705,000	
事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。				

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉城 康裕

理由

農地整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

水利施設整備事業により利益を受ける関係市町村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

関係市町村名	地区名	事業費 (円)	負担金 (円)	事業費に対する負担 金の割合 (%)
名護市	羽地大川	30,526,000	2,747,340	9.00
今帰仁村	羽地大川	9,474,000	852,660	9.00
うるま市	本島中部第1	15,000,000	1,350,000	9.00
読谷村	本島中部第1	165,000,000	14,850,000	9.00
久米島町	具志川南部	60,000,000	5,400,000	9.00
合計		280,000,000	25,200,000	
事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。				

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉城 康 裕

理 由

水利施設整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について

水質保全対策事業により利益を受ける関係市町村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

関係市町村名	地区名	事業費 (円)	負担金 (円)	事業費に対する負担 金の割合 (%)
大宜味村	大 保	30,000,000	3,750,000	12.50
宜野座村	宜野座村第5	37,000,000	4,625,000	12.50
	宜野座村第6	56,000,000	7,000,000	12.50
伊是名村	伊是名村第2	52,000,000	5,200,000	10.00
糸満市	糸満市第4	10,000,000	1,250,000	12.50
久米島町	久米島町第3	20,000,000	2,000,000	10.00
石垣市	白 保	45,000,000	4,500,000	10.00
	新川第4	60,000,000	6,000,000	10.00
合 計		310,000,000	34,325,000	
事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。				

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

水質保全対策事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

通作条件整備事業により利益を受ける関係市に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

関係市名	地区名	事業費 (円)	負担金 (円)	事業費に対する負担 金の割合 (%)
石垣市	石垣2期	80,000,000	4,000,000	5.00

事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉城 康 裕

理 由

通作条件整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について

農業基盤整備促進事業により利益を受ける関係村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

関係村名	地区名	事業費 (円)	負担金 (円)	事業費に対する負担 金の割合 (%)
読谷村	読谷第1	20,000,000	2,000,000	10.00
事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。				

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉城 康 裕

理 由

農業基盤整備促進事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

農業水路等長寿命化・防災減災事業の執行に伴う負担金の徴収について

農業水路等長寿命化・防災減災事業により利益を受ける関係市町村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

関係市町村名	地区名	事業費 (円)	負担金 (円)	事業費に対する負担 金の割合 (%)
伊江村	寺前	18,000,000	1,620,000	9.00
うるま市	本島中部第2	28,000,000	2,520,000	9.00
多良間村	塩川高穴	135,000,000	12,150,000	9.00
竹富町	波照間1号	5,000,000	450,000	9.00
合計		186,000,000	16,740,000	
事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。				

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉城 康 裕

理 由

農業水路等長寿命化・防災減災事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必

要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

地域水産物供給基盤整備事業により利益を受ける関係村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

関係村名	地区名	事業費 (円)	負担金 (円)	事業費に対する負担金の割合 (%)
伊是名村	伊 是 名	180,000,000	1,300,000	
	伊是名村負担対象	13,000,000	1,300,000	10.00
	伊是名村負担対象外	167,000,000	0	0
事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。				

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

地域水産物供給基盤整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

令和2年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和2年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和2年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金1,138,923,349円の全額を減債積立金に積み立てるものとする。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

令和2年度決算における未処分利益剰余金の処分を行うには、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について

下記の者を沖縄県収用委員会委員及び予備委員に任命したいので、議会の同意を求め
る。

記

委 員

住 所

氏 名 比 嘉 正 茂

生年月日

予備委員

住 所

氏 名 大 城 直 哉

生年月日

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

収用委員会委員1人及び予備委員1人が令和3年10月26日に任期満了するので、その
後任を任命するため、土地収用法第52条第3項の規定により議会の同意を得る必要があ
る。

これが、この議案を提出する理由である。

認定第1号

令和2年度沖縄県一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度沖縄県一般会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第2号

令和2年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度沖縄県農業改良資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第3号

令和2年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第4号

令和2年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第5号

令和2年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度沖縄県下地島空港特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第6号

令和2年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第7号

令和2年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第8号

令和2年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第9号

令和2年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第10号

令和2年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第11号

令和2年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第12号

令和2年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第13号

令和2年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算 の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第14号

令和2年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度沖縄県産業振興基金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第15号

令和2年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第16号

令和2年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第17号

令和2年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度沖縄県駐車場事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第18号

令和2年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第19号

令和2年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度沖縄県公債管理特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第20号

令和2年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第21号

令和2年度沖縄県病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度沖縄県病院事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

令和2年度沖縄県水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度沖縄県水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第23号

令和2年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度沖縄県工業用水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第24号

令和2年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度沖縄県流域下水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

